

## 「はれのひ株式会社」に関する消費者被害への経済局の対応状況等について

「はれのひ株式会社」に関する消費者被害が市内在住者に拡大したことを受け、経済局として対応した内容についてご報告します。

### 1 経緯

「成人の日」当日の1月8日（月）に、振り袖のレンタルや販売などを手掛ける「はれのひ株式会社」（本社・横浜市中区）の店舗が突如として閉鎖され、着物が準備できずに成人式に参加できない新成人が出るなど、多くの被害が発生しました。

その後、はれのひ株式会社代表取締役と連絡がとれない状況が続きましたが、1月26日（金）に横浜地方裁判所がはれのひ株式会社の破産手続の開始を決定し、同日の19時、破産申し立て代理人の弁護士と代表取締役が記者会見を行いました。

### 2 経済局の対応状況

#### (1) 経済局消費経済課職員による調査の実施（1月9日（火）12時14分現地到着）

横浜市消費生活条例に基づく立入調査を実施するため、経済局消費経済課の職員が事業者の本社及び市内店舗へ行きましたが、事業者が不在だったため、立入調査は実施できませんでした。

#### (2) 「はれのひ」特別相談窓口の設置（1月9日（火）記者発表）

##### ア 概要

設置場所：横浜市消費生活総合センター（以下「センター」という。）

（港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4階・5階）

期 間：1月9日（火）13時～

電話番号：045-845-6666

受付時間：平日 9:00～18:00 土日 9:00～16:45

相談方法：電話及び来所相談（予約不要） ※通常は来所相談の場合は予約が必要

##### イ 相談状況

相談件数：2月18日（日）時点で391件（うち、来所相談は21件）

契約金額：2月18日（日）時点で約1億2,500万円

※契約金額は相談者からの申し出による金額で、契約金額の最高額は約120万円、平均金額は約32万円

主な相談内容：

「今年の成人式のための着物セットの購入・レンタル等をしたが届かなかった」

「来年以降のための契約をしているが大丈夫だろうか」

※2月18日（日）時点で「今年の成人式」に関する相談が191件、「来年以降の成人式」に関する相談が200件

## ウ 相談者等に対する対応

今後の破産管財人による手続きについて、助言を行う等の支援を実施していきます。

### (3) 横浜市「はれのひ」被害者特別法律相談窓口の設置（1月16日（火）記者発表）

※神奈川県弁護士会の協力により設置

#### ア 概要

期 間：1月18日（木）～31日（水）、平日の10日間

時 間：9時～12時、13時～16時（1回30分）

※1日6時間で計12回、10日間で合計120回の相談枠

場 所：市庁舎1階 市民相談室

受 付：経済局消費経済課への電話による事前予約

対応者：神奈川県弁護士会所属の特に消費者問題に詳しい弁護士

費 用：無料

#### イ 実施結果

相談件数：106件

相談種別：今年の成人式に関する相談 38件

来年以降の成人式に関する相談 62件

その他 3件

不明 3件

支払方法：現金 41件

クレジット 51件

現金とクレジット（両方） 11件

不明 3件

助言内容：民法、特定商取引に関する法律、破産法等の関係法令の説明

法人の破産手続き

カード会社や信販会社への連絡 など

### 3 今後の経済局の対応方針等

1月26日（金）に破産手続開始が決定し、はれのひ株式会社の営業再開見込みがないことから、横浜市消費生活条例に基づく立入調査は実施できませんが、センターによる特別相談は継続して実施します。

また、救済をうたった悪質事業者が被害者等をだますことで二次被害発生の可能性があるため、センターに寄せられる相談等を共有し、救済をうたった悪質事業者等による条例に抵触する行為（不当な取引行為等）が確認された場合は、当該事業者に対する調査・指導等の検討やホームページでの呼びかけなど、二次被害の防止に努めます。